

下記の入所費用について、施設介護サービス費と各加算額は、(※居住費と食費を除く)利用者の負担割合1割で記載しています。介護保険負担割合証により2～3割負担となることがあります。
 なお、それぞれの負担割合については、各保険者から交付されている「介護保険負担割合証」でご確認ください。

入 所 費 用 一 覧

【令和6年8月1日改定】

○介護サービス費(多床室)(1日あたり 単位:円)

区 分	要支援	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
一般入所	—	*589	*659	732	802	871
短期入所	—	603	672	745	815	884

※*印は、特列入所の場合

※短期入所は、連続利用日数が31日目より上記から30円引き下げられます

○利用者負担段階と居住費(滞在費)及び食費の基準費用額と負担限度額(1日あたり 単位:円)

区 分		居住費	食 費
基準費用額(厚生労働大臣が定める基準の額)		855	1,445 (短期入所)
利用者 負担段階 (※右記の要件 についての詳 細は、保険者に 確認して下さ い)	第1段階(住民税非課税世帯) ・生活保護受給されている方 ・高齢福祉年金受給者の方	単身:1000万円 夫婦:2000万円 以下	0 300
	第2段階(住民税非課税世帯) ・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方	単身:650万円 夫婦:1650万円 以下	430 390 (600)
	第3段階①(住民税非課税世帯) ・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の方	単身:550万円 夫婦:1550万円 以下	430 650 (1,000)
	第3段階②(住民税非課税世帯) ・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額120万円を超える方	単身:500万円 夫婦:1500万円 以下	430 1,360 (1,300)
	第4段階(一般世帯) ・本人に住民税が課税されている方 ・住民税が課税されている世帯		915 1,445

※配偶者には、世帯分離をしている配偶者、内縁関係の者を含みます。

*利用者は、利用者負担段階に応じた居住費と食費の負担限度額を自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から給付されます

○食費について(短期入所のみ)

区 分	朝 食	昼 食	夕 食	備 考
食 費	400円	545円	500円	

*負担限度額内で提供した食事分の食費を負担していただきます

○入院者・外泊者の居住費について（一般入所）

～入院あるいは外泊した際は、そのたびに次の日より居住費の負担限度額をお支払いいただきます

金額	日数	備考
0円または370円または855円 (利用者負担段階に応じた居住費の負担限度額)	退院あるいは帰園するまで (30日以内の期間)	

○初期加算と入院・外泊加算について（一般入所）

* 初期加算……………新規入所後あるいは入院日数が30日を超えて退院した際は、入所あるいは退院した日より一定額をお支払いいただきます

* 入院・外泊加算……………入院あるいは外泊した際は、そのたびに次の日より一定額をお支払いいただきます

加算名	日額	日数	摘要
初期加算	30円	30日間	
入院・外泊加算	246円	6日間	月をまたがった場合は最高12日間

○日常生活継続支援加算（一般入所）……………介護サービス費に加算されます

加算名	日額	算定要件（いずれかを満たすこと）
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36円	新規入所者の総数のうち、要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること（算定日が属する月の6月又は12月間）
		新規入所者の総数のうち、介護を必要とする認知症である者の占める割合が65%以上であること（算定日が属する月の6月又は12月間）
		喀痰の吸引等を必要とする者の占める割合が15%以上であること

* 介護福祉士が利用者6人につき1人以上配置していることが前提

○サービス提供体制強化加算（一般入所・短期入所）……………介護サービス費に加算されます

加算名及び種類	日額	算定要件	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	・ 介護福祉士を80%以上配置している場合 ・ 勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合	いずれかの場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円	介護福祉士を60%以上配置している場合	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円	・ 介護福祉士を50%以上配置している場合 ・ 常勤職員を75%以上配置している場合 ・ 7年以上の勤務経験者を30%以上配置している場合	いずれかの場合

※日常生活継続支援加算とは併せて算定できない ※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）いずれか算定可

※サービス提供体制強化加算は、限度額管理対象外単位数です（区分支給限度基準額に含まれない）

○栄養管理の評価（一般入所）……………介護サービス費に加算されます

* 栄養マネジメント強化加算〔11円/日〕	※利用者又はその家族の同意が必要
～栄養マネジメントを実施している上で、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察や、利用者ごとの栄養状態や嗜好を踏まえた食事の調整等を実施したり、あるいは利用者の食事の変化を把握し、問題には早期に対応していること。さらに、厚生労働省のLIFE（科学的介護情報提供システム）を活用している場合に算定可	

*療養食加算〔6円／回〕（短期入所も算定可）	※1日3食を限度とし、1食を1回とする
～食事が管理栄養士又は栄養士によって管理され、医師の発行する食事箋に基づき、利用者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合（経口移行加算及び経口維持加算との併算定可能）	
*経口移行加算〔28円／日〕	※利用者又はその家族の同意が必要 ※栄養マネジメント加算要算定
～経管により食事を摂取している利用者に対し、医師の指示に基づき、経口移行計画を作成し、経口による食事の摂取を進めるための支援を実施した場合	
*経口維持加算	※利用者又はその家族の同意が必要 ※栄養マネジメント加算要算定
・経口維持加算（Ⅰ）〔400円／月〕 ～摂食機能障害や誤嚥が認められる利用者に対し、医師の指示に基づき医師を含む他職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、利用者ごとに経口維持計画を作成している場合に、医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士が当該計画に栄養管理を行った場合に算定可	
・経口維持加算（Ⅱ）〔100円／月〕：経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合は算定不可 ～協力歯科医療機関を定めていて、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に医師等が加わった場合、経口維持加算（Ⅰ）に加えて算定	

○新興感染症等施設療養費（一般入所）……介護サービス費に加算されます

加算名	日額	算定要件
新興感染症等施設療養費	240円／回	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応診療及び入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し、感染対策を行った上で、介護サービスを提供した場合に算定

○退所時栄養情報連携加算（一般入所）……介護サービス費に加算されます

加算名	日額	算定要件
退所時栄養情報連携加算	70円／回	管理栄養士が退所先の医療機関等に対し栄養管理情報を提供。厚生労働大臣が定める特別食を必要とする者

○再入所時栄養連携加算（一般入所）……介護サービス費に加算されます

加算名	金額	算定要件
再入所時栄養連携加算	200円／回	医療機関に入院して当該施設を退所し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定

○看護体制加算（一般入所・短期入所）……介護サービス費に加算されます

加算名及び種類	日額	算定要件
看護体制加算（Ⅰ）口	4円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算（Ⅱ）口	8円	基準を1名以上上回って看護職員を配置し、さらに病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合

*（Ⅰ）（Ⅱ）とも同時に算定可

○個別機能訓練加算、機能訓練体制加算……介護サービス費に加算されます

加算名及び種類	日額	算定要件
個別機能訓練加算 (一般入所)	12円	常勤で専従の機能訓練指導員(理学療法士、看護職員等)を1名以上配置し、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定
機能訓練体制加算 (短期入所)	12円	常勤で専従の機能訓練指導員(理学療法士、看護職員等)を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出ている場合に算定
個別機能訓練加算 (短期入所)	56円	厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者ごとに個別機能訓練計画に基づき、機能訓練を適切に提供した場合。計画の説明や見直し等のため、定期的な利用者の居宅訪問が必要。

○介護職員等処遇改善加算(一般入所・短期入所)……介護サービス費に加算されます

加算名及び種類	摘要
処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率14.0%を乗じた単位数で算定
処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率13.6%を乗じた単位数で算定
処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数にサービス別加算率11.3%を乗じた単位数で算定
処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数にサービス別加算率9.0%を乗じた単位数で算定

※処遇改善加算は、限度額管理対象外単位数です。(区分支給限度基準額に含まれない)

○夜勤職員配置加算(一般入所・短期入所)……介護サービス費に加算されます

加算名	日額	算定要件
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定

○協力医療機関連携加算(一般入所)……介護サービス費に加算されます

加算名	日額	算定要件
協力医療機関連携加算	100円/月	協力医療機関との間で入所者の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的開催

○配置医師緊急時対応加算(一般入所・短期入所)……介護サービス費に加算されます

～配置医師が施設の求めに応じ、通常の勤務時間外に施設を訪問し入所者に対し診察を行い、かつ、診察を行った理由を記録した場合。医師と施設の間で、曜日や時間帯ごとの連絡方法、依頼する場合の具体的状況が取り決められている場合に算定可

加算名		金額
配置医師緊急時対応加算	通常の勤務時間外の場合	325円/回
	早朝(午前6時から8時)	650円/回
	夜間(午後6時からごご10時まで)	650円/回
	深夜(午後10時から午前6時まで)	1300円/回

○退所情報提供加算(一般入所)……介護サービス費に加算されます

加算名	日額	算定要件
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回	医療機関等に退所する際、入所者の同意を得て医療機関等に対し心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定

○看取り介護加算（一般入所）……介護サービス費に加算されます

～医学的知見に基づき医師が回復の見込みがないと判断した場合であって、なおかつ、医師や看護職員、介護支援専門員その他の職員が共同で作成した介護に係る計画について、医師等の適切な者から説明を受け、本人及び家族が当該計画に同意している場合であること。

看取り介護に関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互連携の下に行われる介護についての説明を受け、同意した場合であること。併せて、サービスの提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めていること。

加算名	日額	日数	備考
看取り介護加算(Ⅰ)	72円	死亡日以前31日～45日前	
	144円	死亡日以前4日～30日前	
	680円	死亡前日及び前々日	
	1,280円	死亡日	

○看取り連携体制加算（短期入所）

加算名	日額	日数	備考
看取り連携体制加算	640円	死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度	

○排泄支援加算（一般入所）……介護サービス費に加算されます

加算名	月額	算定要件
排泄支援加算(Ⅰ)	10円/月	排泄に介護を要する利用者に対し、入所時のほか6カ月に1度評価して厚生労働省に提出し、当該情報を活用して軽減が見込まれる利用者に対し支援計画を作成、評価に基づき3カ月に1度見直しを行っている場合に算定可
排泄支援加算(Ⅱ)	15円/月	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし、入所時と比較し排泄・排便状態が悪化せずいずれかが改善、または、おむつ使用がなくなった場合に算定可
排泄支援加算(Ⅲ)	20円/月	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし、入所時と比較し排泄・排便状態が悪化せずいずれかが改善し、かつ、おむつ使用がなくなった場合算定可
排泄支援加算(Ⅳ)	100円/月	排泄に介護を要する利用者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に算定

○褥瘡マネジメント加算（一般入所）……介護サービス費に加算されます

加算名	月額	算定要件
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	入所時のほか、少なくとも3カ月に1度評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、当該情報を活用し褥瘡発生のリスクがある利用者に対しては、多職種が共同して利用者ごとに褥瘡ケア計画を作成。その計画に基づき継続的に利用者ごとの褥瘡を管理し定期的に記録する。評価に基づき少なくとも3カ月に1度、褥瘡ケア計画を見直した場合に算定可

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の要件を満たし、入所時の評価でリスクがあるとされる者が褥瘡の発生がなかった場合に算定可
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	10円/月	褥瘡発生リスクがある利用者に対し、多職種が共同して利用者ごとに褥瘡ケア計画を作成し、その計画に基づき継続的に利用者ごとの褥瘡を管理した場合に算定可

○短期入所送迎加算について（短期入所）……介護サービス費に加算されます

加算名	片道	摘 要
送迎加算	184円	希望者は入所や退所の際に送迎サービスを利用できます。ただし、実施区域は能代山本地域内で、なおかつ、居宅と施設間に限ります。

○緊急短期入所受入加算（短期入所）……介護サービス費に加算されます

加算名	日額	算定要件
緊急短期入所受入加算	90円	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に必要と認めた者に対し、サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に算定可

※入所日から起算して7日を限度とする（やむを得ない事情がある場合は14日）

※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定不可

○理髪料について

区分	顔剃りのみ	理髪	備 考
男性	1,100円	1,500円	短期入所利用者も利用できます
女性	1,000円	1,400円	

○その他（医療費、調剤費、日用生活品、おやつなど）

*実費をお支払いいただきます

*外部業者に出した衣類・寝具等のクリーニングについては実費をお支払いいただきます

◆高額介護サービス費の支給について

～利用者負担段階に応じて、介護サービス費がその上限額を超えた場合には申請することによって、保険者より高額介護サービス費の支給があります（上限額を超えた分の額が支給されます）

区 分		負担の上限額(月額)
生活保護を受給している方等		15,000円(世帯)
世帯の全員が市町村税非課税		24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満		44,400円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満		93,000円(世帯)
課税所得690万円(年収約1,600万円)以上		140,100円(世帯)